

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 21 日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

顔認証付きカードリーダーの故障時等におけるマイナ資格確認アプリの利用開始について
(周知)

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

顔認証付きカードリーダーの故障等の理由により、患者が資格確認できない場合において、今般、モバイル端末等を利用したオンライン資格確認を行うことが可能となったことを踏まえ、当該資格確認の際にご利用いただけるアプリケーション（マイナ資格確認アプリ）が配信されました。

マイナ資格確認アプリを活用することにより、本人認証の方法として、4桁の暗証番号の入力に加えて、マイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であることを医療関係者等が目視により確認（暗証番号の入力が不要）することが可能です。

主な利用用途としては、①顔認証付きカードリーダーの故障時のほか、②車いす等の利用者や高齢者・障害者など顔認証付きカードリーダーの操作が困難な場合などを想定しております。

マイナ資格確認アプリの利用にあたっては、各医療機関等に設置されている資格確認端末からオンライン資格確認等システムにおいて、本アプリを利用するための初期設定等が必要です。これらの具体的な手順については、別添資料をご参照ください。

なお、今般のマイナ資格確認アプリの配信に伴い、医療機関等に設置されている顔認証付きカードリーダーの画面と同様に、高額療養費の限度額情報の提供に係る同意を省略する仕様としております。

貴団体におかれましても、関係者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

別添資料 「マイナ資格確認アプリ」の利用の事前準備

以上